

# 2017 司法書士オープン【総合編】第4回 記述式(商業登記)

## 採点講評

### 第1欄 (平成29年3月17日申請分)

#### 1 住居表示の実施による本店・支配人を置いた営業所の変更の登記

登記の事由及び登記すべき事項の記載において「住居表示の実施」という文言が欠けている「本店の変更」「平成29年2月1日変更」のような解答が目立ちました。本問では、確かに商業登記規則58条の「会社の支配人を置いた本店又は支店について移転、変更又は廃止があつたときは、本店又は支店に関する移転、変更又は廃止の登記の申請と支配人を置いた営業所に関する移転、変更又は廃止の登記の申請とは、同時にしなければならない。」にいう「**移転、変更又は廃止**」のうち「**変更**」のケースが問題になっていましたが、登記記録に記録される原因は「住居表示実施」です(平18.4.26民商1110「会社法の施行に伴う商業登記記録例について(依命通知)」)。このことを念頭に置いて申請例を見直しておいてください。なお、住居表示実施により非課税となり、また、同時申請が義務付けられる、これら変更の登記の申請書については、記述式の過去問(昭和63年度)に出題例があります。

また、住居表示実施による変更の日付を証明書の日付である平成29年3月17日付とする答案も少数ながら見受けられました。別紙から年月日を読み取る際にはむやみに書面の日付を採用せず、その中身を確認するように気を付けてください。

#### 2 取締役の就任登記の抹消

選任・就任当時から取締役の欠格事由に該当していた者がおり、その就任登記の抹消を申請することとなる事案でしたが、取締役の退任の登記を解答してしまっている答案が多数ありました。適法に就任し、その後に欠格事由に該当した場合ならば、「資格喪失」を原因として退任登記を申請することになりますが、本問の事案では最初から欠格事由に該当していたため、そのような者を取締役に選任する決議は無効だった、と解することになるのです。

#### 3 代表取締役の変更の登記

平成29年3月2日に開催された定時株主総会の終結の時に、取締役の全員(A、B及びC)が任期満了により退任していました。また、代表取締役はA一人でした。そのため、Aは権利義務取締役となるとともに、いったんは権利義務代表取締役にもなっていました。ところが、その後3月15日、Cが権利義務取締役の地位を基礎(前提資格)として代表取締役に選定されて就任したため(このCは権利義務代表取締役ではないことに注意)、Aは、代表取締役としての権利義務を失います。以上から、1回目に取締役・代表取締役について申請可能な登記は、Aの代表取締役としての資格喪失による平成29

年3月2日退任の登記及びCの代表取締役就任の登記の2点でした。別紙4として示されているAの代表取締役の地位のみの辞任届は、3月3日付けで、同月14日をもって辞任する旨を内容としていましたが、これは、資格喪失退任後、権利義務代表取締役の地位に在る間になされた辞任であって、認められない、又は無意味なものでした。今回、代表取締役Aの3月14日付退任の登記を解答している答案が意外にたくさんありました。取締役及び代表取締役の権利義務に関する上述の事実関係をよく理解しておいてください。

ところで、代表取締役の資格喪失による退任の登記の申請書については、通常、取締役の退任を証する書面と別途には不要という説明がされます。本問は、取締役Aの任期満了退任の登記は申請できず、これに伴う同人の代表取締役としての資格喪失による退任の登記を申請する事案でしたから、取締役Aの退任を証する書面を、代表取締役の退任を証する書面として添付します。任期満了に係る定時株主総会の議事録に任期満了退任の記載がなかったため、具体的には、当該定時株主総会の議事録のほかに、定款、そして登記記録上の就任年月日と事業年度の末日を隔てる前年度における選任日を証するための選任議事録を添付することになると考えられます。退任日の株主総会議事録以外のこれらの書類については、今回ほとんどの答案で解答できていませんでした。

また、代表取締役Cの就任による変更の登記については、登記すべき事項はよく書いていましたが、印鑑証明書の通数について、Dの分を含めて5通にしてしまったり、代表取締役の就任承諾書に係るもののみということなのか、1通のみだったり正解者が比較的少ない結果となっていました。本問では議事録に押した印鑑の種類についての情報は、通常と異なり、聴取記録ではなく答案作成上の注意事項に出ていました。このことがあるいは不正確な通数の原因だったのかもしれない。正解を導くために必須の情報が注意事項に現れている場合もあるので、注意深く検討するようにしましょう。

#### 4 登録免許税の額及び内訳

近年の本試験では内訳の記載が不要とされる傾向にあります。本問では第1欄・第2欄のいずれにおいても、その記載が求められていました。ここの文言は、登録免税表別表の区分を反映した書き方になっていればかまわないので、本問の解答例とは若干異なる「役員変更分」「資本金の額の増加分」「登記事項変更分」といった記載も正解とされるだろうと思います。出題されない傾向とはいえ、念のため、だいたいのところは書けるようにしておきたいところです。（登録免税表別表の区分を反映していない書き方というのは、たとえば「支配人の変更分」とか「定款変更分」といった記載です。）

#### 第2欄（平成29年7月18日申請分）

##### 1 新株予約権の一部放棄による変更の登記

まず登記の事由について「新株予約権の消滅」とする答案が多数ありました。これは全く見当外れな書き方とはいえませんが、新株予約権者がその有する新株予約権を放棄

した場合、「新株予約権の放棄」と書いたほうがいいです。「新株予約権の消滅」とは、たとえば、ストックオプションを付与された役員や従業員が退任、退社した際、行使の条件等に照らし、当該ストックオプションに係る新株予約権が完全に行使不能となるような場合をいいます。また、「新株予約権の変更」とする答案もありましたが、これは妥当ではありません。

次に、登記すべき事項において、原因を誤って「平成〇年〇月〇日放棄」「平成〇年〇月〇日一部消滅」のように記載している答案が目立ちました。ここでは原因の書き方が全部の放棄か、(本問のように)一部の放棄かによって全く異なることに注意を要します。全部の放棄であれば、登記すべき事項は「平成〇年〇月〇日第1回新株予約権全部放棄」のように記載すれば足ります。そして、この登記により当該新株予約権の登記事項の全てに抹消する記号が記録されることとなります。これに対し、一部の放棄であれば、登記すべき事項として、「平成〇年〇月〇日変更」を原因年月日とし、新株予約権の名称、変更後の新株予約権の数及び新株予約権の目的である株式の数を記載することになります。なお、全部・一部による差異は、「消滅」「消却」「行使」の場合も同じことです。

また、少数ですが、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又は算定方法」以外の新株予約権に関する登記事項(新株予約権の名称から「新株予約権を行使することができる期間」まで)を全て書いてしまっている答案がありました。ここで有益と思われるのは、「登記の単位」という考え方です。たとえば「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」は登記の単位です。そのため、ある種類の株式についてのみ定款変更を決議した場合であっても、他の種類株式全てに関する文言込みで登記すべき事項を書かなければなりません。これに対し、新株予約権に関する登記の単位は、当該種類の新株予約権に関する事項の全部ではありません。①「新株予約権の数」、②「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又は算定方法」、③「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」、④「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び⑤「新株予約権を行使することができる期間」等の項目のそれぞれが登記の単位になっています。そのため、新株予約権の放棄のように①及び②しか変更を生じない行為があった場合は、③から⑤までを登記すべき事項として記載する必要はないのです。

今回、別紙6として出ていた「新株予約権の放棄に関する申出書」を添付書面として解答してしまっている答案がほとんどでした。しかし、放棄の場合、委任状以外の添付書面は要りません。このことは「消滅」の場合も同じなので、併せて押さえてください。他方「消却」の場合、その決定機関に応じて、商業登記法46条1項ないし5項の書面を添付すべきこととも区別して覚えるとよいでしょう。

## 2 募集株式の発行

募集株式の数は全部で1300株であったところ、当初決定した払込期日(平成29年7月11日)の延期(同月16日)ができなかったため、11日を経過してから払い込んだ300

株分の引受人が失権し、1000株のみ発行された事案でした。やはり7月16日を原因日付として1300株の増加になってしまっている答案が目立ちました。払込期日の延期は、募集事項の決定機関による再決定のほか、引受人全員の同意を要件とすることをこの機会にきっちり押さえてください。なお、募集株式の発行による変更の登記が全然解答されていない答案も散見されましたが、上記の一部失権は、募集株式の発行の全部を無効にするわけではないことにも留意してください（打ち切り発行の許容）。

### 3 取締役、代表取締役、監査役の変更

前記第1欄の3において述べたように、平成29年3月2日に取締役の全員が権利義務取締役になっていたところ、平成29年6月7日に、3名の新任取締役の就任によって権利義務が解消し、その退任の登記の申請が可能になるという事案でした。ここでは、この取締役A、B及びCの平成29年3月2日退任の登記が解答されていない答案が目立ちました。また、代表取締役Cは権利義務代表取締役ではなく、取締役会の決議によって権利義務取締役の地位を基礎として選定された代表取締役でしたから、自由に辞任ができます。この辞任の登記について、日付を平成29年5月20日付とする答案がかなり目立ちました。これは間違いで、辞任届の（作成）日付が5月20日であっても、6月5日をもって辞任する旨がその内容であったため、後者の日付を選択することになります。さきに住居表実施証明書に関連して述べたことと重なりますが、聴取記録以外の別紙として示されている書面について、その書面の日付と登記原因の日付が一致するとは限らないので、その内容に注意する習慣を付けてください。

### 4 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定

この登記を申請すること自体については、みなさんよく出来ていました。2つの問題点があり、まず①「非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定」という文言が正確に書けていない答案が多数ありました。役員責任区に記録される欄の名称は、これと②「取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定」の2種類しかないので、できれば暗記してしまったほうがいいです。問題文の別紙定款変更案に、これらの登記記録例のとおりのできる文言がそのまま現れることは期待できないからです。たとえば、平成19年度本試験で①及び②の設定の登記（ただし①は消極）が出題された際の定款の見出しは「取締役の責任免除等」という簡潔なものでした。覚えきれていない場合はそれなりに書くしかありませんが、そのようなときでも、「免除」と「制限」の文言はキーワードになると思われるので、取り違えないよう注意しましょう。

① 非業務執行取締役等の会社に対する責任の <b>制限</b> に関する規定
--

② 取締役等の会社に対する責任の <b>免除</b> に関する規定
-----------------------------------

次に問題があったのは、上記①の定型的な文言の下に書き写すべき、具体的な定款の文言です。一部の答案において「ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、…いずれか高い額とする。」という2つ目のセンテンスが抜けていました。このただし書の部分まで登記事項になると一応考えられるので、書き忘れないようにしてください。